

## オープンカウンター方式による見積依頼について（令和8年度単価契約）

- オープンカウンター方式とは、相手方を特定せず案件を公開し、一定の資格を有する見積参加業者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式で、随意契約を前提とした見積依頼です。
- 提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記2の問い合わせ先までご連絡下さい。

### 《留意事項》

#### 1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

#### 2 問い合わせ先

兵庫県警察本部総務部会計課用度係

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

代表電話番号 078-341-7441

内線 2256（自動音声ガイダンスが流れますので、ガイダンスに従って1→2→5の順に番号を押してください。）

上記の内線番号に連絡し「〇〇の見積依頼の件」とお伝え下さい。担当者から説明いたします。

※見積書提出後は当該調達に関する異議の申し立ては受け付けません。

#### 3 見積書の提出

- (1) 見積書は、持参、郵送等を問わず、締切日時必着とします。
- (2) 仕様書に「相当品可」等の表示がある場合は、案件に係る相当品等による見積参加を認めます。但し、事前承認を必要とし、別途指定する期日までに相当品に係るカタログ又は仕様書を持参、郵送等により申請することとします。
- (3) 見積書は上記2へ提出してください。

#### 4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載に不備があるもの
- (3) 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの
- (8) 提出期限までに到達しなかったもの
- (9) 見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

#### 5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格を満たす最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）とし、併せて消費税についても記載して下さい。

なお、消費税額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額として下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

## 6 見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者の方にのみ連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積提出期日後、上記2にお問い合わせいただければ、決定業者及び金額についてお伝えします。

## 7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約書を作成していただきます。

## 8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記5において、同価の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在又は予定価格に達した見積書がない場合は、別途選定した者への見積依頼、又は随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (5) この契約については、令和8年度の予算が議決され、執行可能となることにより効力を生じます。

件 名 令和8年度 液体窒素 ほかに1件の単価契約  
(件名番号254031)

仕 様 書

1 品目及び年間購入予定数量

- |                                |                           |
|--------------------------------|---------------------------|
| (1) 液体窒素                       | 1, 500 L                  |
| (2) 窒素ガス (7 m <sup>3</sup> /本) | 15本 (105 m <sup>3</sup> ) |

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

3 納入場所

兵庫県警察本部の指定場所

4 納入期限

発注日から5日以内。

ただし、上記期限内に納入困難な場合は、双方協議し決定するものとする。

5 納入方法

- (1) 液体窒素は発注者所有の10L容器に入れて指定場所へ納品すること。
- (2) 窒素ガスは受注者が用意した容器に入れて指定場所へ納品すること。
- (3) 納入の際には、係員の指示に従い事故のないよう万全を期すこと。
- (4) 納品は、開庁日の8時30分から17時15分の間に行うこと。
- (5) 納品の際、納品書に受領印等の確認を受けること。

6 契約方法

年間購入予定数量には変動が予測されるため単価契約とする。

7 見積方法

- (1) 年間購入予定数量をもとに、見積者所定の様式で見積書を作成すること。
- (2) 液体窒素は1L、窒素ガスは1本(7m<sup>3</sup>)あたりの単価(消費税抜き)を記入すること。

8 落札者の決定方法及び単価の取扱い

- (1) 液体窒素の見積単価に液体窒素の年間購入予定数量を、窒素ガスの見積単価に窒素ガスの年間購入予定数量を乗じて算出した金額の合計額が最も安価となるものを落札者と決定する。
- (2) 契約に適用する単価は、落札者が見積書に記載した単価とする。

9 その他

- (1) 代金の請求は、1か月分の納品を取りまとめて書面により請求すること。
- (2) 年間購入予定数量は予定であり、納入を保証するものではない。

(3) この契約については、令和8年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

10 見積書提出期限

令和8年2月17日（火）午後1時00分

11 見積書提出先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 橋本

電話 078-341-7441（内線2256）

\*自動音声案内が流れますので、ガイダンスに従って1→2→5の順に番号を押してください。



## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、兵庫県警察の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次にいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が暴力団、又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者。

ア 暴力的な要求行為を行う者。

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

エ 偽計又は威力を用いて兵庫県警察又はその職員の業務を妨害する行為を行う者。

オ その他前各号に準ずる行為を行う者。

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人及び再受託者が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

以 上